

2019年4月1日

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

「ちばぎん教育資金贈与専用口座」にかかるご案内

「平成31年度税制改正」において、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」が改正されました。変更点は以下の通りとなりますので、ご確認ください。

（1）適用期限が2年延長されました

「教育資金の一括贈与非課税措置」の適用期限が2年延長されました。これに伴い、「ちばぎん教育資金贈与専用口座」のお預け入れ期限（新規・追加預入）を2021年3月31日まで延長いたします。

項目	変更前	変更後
お預け入れ期限	2019年3月29日（金）	2021年3月31日（水）

（2）受贈者（以下、「お孫さま等」と記載します）の所得制限が設けられました

お孫さま等の所得制限が設けられました。2019年4月1日以降のお預け入れ（新規・追加預入）につきましては、お預け入れいただく日の属する年の前年におけるお孫さま等の合計所得*金額が1,000万円を超える場合、お取り扱いできません。

他のご家族等の扶養親族に入っておられず、かつ、お預け入れ前年に収入がある場合、所得証明書類をご用意いただきますよう、お願いいたします。

※お孫さま等の世帯の合計所得ではなく、お孫さま等単体での所得を指します。

項目	種類
所得証明書類	源泉徴収票、住民税決定通知書、住民税決定証明書、給与証明書、確定申告書控（税務署受付印のあるもの）、納税証明書のいずれか1つ

（3）贈与者（以下、「祖父母さま等」と記載します）がお亡くなりになった場合のお取扱いが変わりました

教育資金管理特約終了の日までに祖父母さま等がお亡くなりになり、その祖父母さまから、お亡くなりになる前3年以内に贈与を受けた資金について非課税の措置を受けたことがある場合、お亡くなりになった日における「管理残額」*が当該祖父母さまから相続または遺贈により取得したものとして、相続税の課税対象になります。ただし以下の対象外条件に該当する場合は、相続税の課税対象から除外されます。

【対象外条件】

- ①お孫さま等が23歳未満の場合
- ②お孫さま等が学校等に在学している場合
- ③お孫さま等が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

※管理残額・・・非課税拠出額（贈与資金の合計）から教育資金支出額を控除した残額のうち、お亡くなりになった祖父母さま等からお亡くなりになる前 3 年以内に取得した価額に対応する残額をいいます。ただし、この「価額」には 2019 年 4 月 1 日より前に取得した資金は含みません。

下記の 3 項目全てにあてはまる場合は、管理残額が相続税の課税対象となる場合がありますので、お取引のある窓口にご連絡のうえ、ご来店願います。その際、亡くなられた事実の分かる公的書類及び亡くなられた日以前に支払われたことを証する未提出の領収書がある場合は、ご提出ください。当行は、お孫さま等からの届出を受け、管理残額を算出し、記録いたします。実際の相続税申告の要否は他の遺産金額の多寡により異なります。申告が必要な場合は、管理残額をお伝えいたしますので、お問い合わせください。

○2019 年 4 月 1 日以降に、祖父母さま等がお亡くなりになった場合。

○前記①～③の対象外条件に該当しない場合。

○お亡くなりになった祖父母さま等から、お亡くなりになる日以前 3 年以内かつ 2019 年 4 月 1 日以後に贈与を受けている場合。

（４）教育資金管理特約の終了事由が変更されました

条件を満たす場合、最長で 40 歳までご利用できることとなりました。30 歳を超えてお使いいただく場合は、条件を満たしていることを証する書類のご提出をお願いいたします。

項目	変更前	変更後
教育資金管理特約の終了事由※	お孫さま等が 30 歳になられた場合	2019 年 7 月 1 日以降にお孫さま等が 30 歳になられた場合、以下の A、B のいずれかに該当する時は教育資金管理特約は終了せず、引き続きご利用いただけます。30 歳になられた翌日以後については、その年において A、B いずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年の 12 月 31 日、またはお孫さま等が 40 歳になられる日のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。 A. お孫さま等が学校等に在学している場合 B. お孫さま等が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

※他に、「お孫さま等が亡くなられた場合」、「ちばぎん教育資金贈与専用口座の残高が零となり、お孫さま等と当行とで教育資金管理特約を終了させることで合意した場合」も教育資金管理特約の終了事由となっています。

（５）一部の使途が非課税措置の対象外になります

2019 年 7 月 1 日以後、非課税措置が適用される教育資金の範囲から、一部の使途が除外されます。

項目	支払日要件	除外される内容※
非課税措置の範囲から除外	2019 年 7 月 1 日以後に、23 歳以上のお孫さま等が支払うもの	学校等以外（塾や習い事等）に支払われる金銭で、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供または指導に係る物品の購入費及び施設の利用料

※教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は、23 歳以上のお孫さま等の支払であっても、2019 年 7 月 1 日以降に変更なく非課税措置が適用されます。

非課税となる教育資金の範囲、学校等・学校等以外の区分、領収書等についての詳細は、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について（文部科学省ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。

※文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

以 上